

平成18年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成18年6月13日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成18年6月13日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成18年6月13日 9時56分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	8番	末次利男	9番	竹下武幸	10番	田口靖
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	建設課長	岩島正昭		
	総務課長	岡靖則	収入役室長	坂本豊		
	企画商工課長	佐藤慎一	支所長	新宮義晃		
	財政課長	大串君義	農業委員会事務局長	中島末博		
	町民福祉課長	新宮善一郎	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	健康増進課長	江口司	公民館長	寺田恵子		
環境水道課長	土井秀文	太良病院事務長	毎原哲也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成18年6月13日（火）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議案一括上程
町長提案 報告第1号
議案第51号～議案第60号
町長の提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成18年6月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中、全員出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただいまから平成18年第3回太良町議会定例会第2回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、8番末次君、9番竹下君、10番田口君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月6日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から6月21日までの9日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月21日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告いたします。

去る5月23、24日の2日間、東京で開催されました第31回町村議会議長・副議長研修会に、私と岩島副議長と出席してまいりました。

「新しいまちづくり・あるべき議会像を求めて」とのテーマで開催された今回の研修会は、東京大学大学院教授の神野直彦氏の「地方分権改革の行方」など三つの講演や、「21世紀の地方分権を迎えてどのような町村議員像が理想なのか」などの提言や、地方自治制度の根幹に係る制度改革、「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策最終報告」が、第2地方議会活性化研究委員長、成蹊大学名誉教授の佐藤竺氏から報告がなされました。

パネルディスカッションでは、今回のテーマである「あるべき議会像を求めて」と題し、議会とはどういうものか、どうあるべきかなどを会場全体で熱心に研修がなされました。

以上、簡略に御報告いたしました。が、「新たな町村議会の活性化方策」についての報告書については、先日配付いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の報告第1号、議案第51号から議案第60号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

皆さんおはようございます。平成18年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成17年度町立太良病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

継続費の総額は2,405,697千円で、平成17年度予算計上額と前年度繰越額を合計した平成17年度継続費予算現額は1,877,061,533円ありますが、支出済み額は1,796,006,326円となっております。したがって、執行残の81,055,207円は、平成18年度への繰越金として処理をいたしております。

次に、議案第51号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布をされ、平成18年4月1日に施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたので、急施を要する事項について、平成18年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をいたし、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主なる内容といたしましては、まず、住民税につきましては、個人町民税の非課税限度額の改正であります。個人町民税の非課税限度額は、均等割については生活扶助基準額を勘案して、所得割については生活保護基準額を勘案して設定されており、これらの基準額が改正されましたので、これに伴って個人町民税の均等割並びに所得割の非課税限度額を改正したものであります。

続いて、固定資産税につきましては、1点目が住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う改正であります。昭和57年1月1日以前に建てられた住宅については、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を施した場合、申告により当該住宅に係る固定資産税を一定期間2分の1に減額するという特例措置が創設され、その申告書に記載すべき事項を新たに加えたものであります。

2点目が、宅地等に係る税負担の調整措置の改正であります。評価額に対する前年度課税標準額の割合である負担水準が、商業地等においては60%未満の土地、住宅用地においては80%未満の土地に対する税負担の調整措置については、従来、負担水準の区分に応じて異なる調整率を前年度課税標準額に乗じる方式であったものを、前年度課税標準額に一律当該年度の評価額の5%を加える方式に改正したものであります。

以上について、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第52号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日に施行されたことに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、急施を要する事項については、平成18年3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったので、その報告をなし、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容としましては、1点目が介護納付金賦課限度額を80千円から90千円に引き上げるもの、2点目が65歳以上の者の公的年金等の控除の見直しに係る2年間の経過措置として、平成18年度130千円、平成19年度70千円の公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者の保険税所得割額算定及び保険税軽減判定の際に公的年金等特別控除を適用するものであります。

以上について、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第53号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成17年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、地方譲与税や地方交付税、繰入金、町

債等の歳入予算額の確定に係る補正及び事業費の確定等による補正について、去る3月29日付で地方自治法第179条の規定に基づき本会計の補正予算を専決したので、これを報告いたし、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明をいたします。

まず、歳出の17ページをごらんください。

減債基金の基金積立金36,710千円は、特別交付税の増額補正などによる財源をもとに、減債基金の積み立てを行うものであります。

環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金519千円の減額補正は、10人槽1基分の申請取り下げによるものであります。

その他の補正は、歳入の確定による財源組み替えであります。

次に、歳入におきましては、冒頭申し上げましたように、地方譲与税、地方交付税、繰入金、町債等について、額の確定に伴う減額や増額補正と土地の売り払いによる補正であります。

次に、5ページをごらんください。

第2表の債務負担行為は、国の補正予算において予算額を伴わない国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債を設定されたのに伴い、広域漁港整備事業について債務負担行為を設定したものであります。

なお、この予算措置に伴う平成17年度予算額の補正はございません。

今回の専決による補正によりまして、平成17年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに5,007,521千円と相なっております。

次に、議案第54号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されたことに伴う改正であります。今回の改正は、平成18年7月1日以降から適用される規定についての改正であります。

改正の主なるものとしたしましては、まず1点目が、三位一体改革の一環としての国庫補助負担金改革の結果を受け、所得税から個人住民税への恒久措置として税源移譲が行われたことに伴う町民税の税率の改正等であります。

具体的な内容としたしましては、課税所得の段階により、3%、8%、10%と異なっておりました個人町民税の所得割の税率を一律6%に改正いたすものであります。

なお、所得税から個人住民税への税源移譲による税率改正により、人的控除額の差に基づく税の負担増が起きないように、税額控除の調整措置を設けております。

また、税源移譲に伴う所得税が減少する結果、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれない既存のローン控除適用者については、住民税の住宅ローン控除を創設しております。そのほか、税源移譲に伴って、申告分離課税等の県民税と町民税の税率割合等の改正を行って

おります。

2点目には、定率減税の廃止であります。

平成11年度税制改正において、当時著しく停滞した経済状況に対応して緊急避難的な特例措置として導入された個人町民税の定率減税を、経済状況に改善が見られるということで廃止するものであります。

3点目は、地震保険料控除の創設であります。

これまでの損害保険料控除を廃止し、地震保険料の2分の1を上限25千円の範囲内で所得控除するというものであります。

4点目は、たばこ税の税率の改正であります。

たばこ税は、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況にかんがみ、公債発行を極力圧縮するとの観点から、18年7月1日より、国、県、町、合わせて1本当たり0.852円の引き上げを行うものであります。町たばこ税につきましては、1本当たり0.321円の引き上げでございます。

以上、税条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号は、町立太良病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町立太良病院の使用料及び手数料の設定等については、厚生省告示に基づくものでありますけれども、新たに厚生労働省告示として公布され、本年4月1日から適用されることになったので、条例中の告示名称等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号は、太良町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布をなされ、4月1日から施行されたことに伴って、別表の退職金支給額表を改正するものであります。

次に、議案第57号は、杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議についてであります。

本案は、障害者自立支援法に基づく市町村審査会を杵藤地区3市4町で共同設置するための規約を定めるため関係市町と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第58号 平成18年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成18年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,464,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は、「第2条 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なるものから御説明をいたします。

まず、予算書の15ページをごらんください。

社会福祉総務費の委託料3,392千円は、障害者自立支援法に基づいて、今年度中に作成の必要がある障害者計画等作成委託料であります。

老人福祉総務費の負担金補助及び交付金7,223千円は、介護保険に係る杵藤広域圏組合負担金の追加補正であります。

次に、16ページであります。

障害者自立支援市町村審査会負担金1,239千円は、先ほどの障害者計画等作成委託料と同じく、障害者自立支援法に基づいて、市町村審査会を杵藤地区3市4町で共同設置するための追加補正であります。

次に、17ページであります。

児童福祉総務費の賃金2,014千円は、放課後児童健全育成事業指導員賃金の補正で、当初見込みを上回る対象児童の応募があつて、児童数に見合う指導員の確保のために追加補正するものであります。

次に、21ページをごらんください。

畜産業費の繰出金18,000千円は、国の高齢肉牛飼育事業の廃止に伴い補助金の返還が生じることにより、不足する基金の造成のために追加補正するものであります。

なお、基金造成は、今年度から平成21年度まで予定をいたしております。

農地費の工事請負費8,000千円は、平成18年度、19年度の2カ年でふるさと農道緊急整備事業として、農道蓮十喰場線を整備するための事業費を補正いたしております。

次に、26ページをごらんください。

非常備消防費の報償費6,842千円は、平成17年度で退団された消防団員に対する退職報償金と退職功労金であります。

次に、27ページであります。

小学校費と中学校費の教育振興費、それぞれ1,000千円の補正は、太良町出身者で、現在、東京都八王子市在住の吉田智氏の御寄附によりまして、多良小学校に図書購入費、多良中学校に教材備品の購入費として、それぞれ追加補正をいたしております。

中学校費の学校建設費の委託料18,200千円は、昨年度実施をいたしました耐力度調査の結果、佐賀県から危険校舎と認定されました大浦中学校体育館の設計委託料の追加補正であります。

なお、歳出予算に計上しております給料ほか人件費の補正は、4月の職員の人事異動に

伴う補正であります。

次に、歳入について御説明をいたします。

歳入の9ページと10ページをごらんください。

寄附金や諸収入、町債につきましては、各事業の歳出補正額の特定期源として充当し、不足する財源につきましては普通交付税により財源調整を行っております。

次に、議案第59号は、平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の4ページをごらんください。

総務費1,245千円の補正は、4月の人事異動に伴う給料及び職員手当等の補正であります。

管理費4,653千円の減額補正は、水質検査手数料の額の確定によるところの補正であります。

次に、議案第60号は、平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書は3ページをごらんください。

原水及び浄水費817千円の減額補正は、水質検査手数料の額の確定による補正であります。

配水及び給水費282千円、総係費217千円は、4月の人事異動に伴うところの給料及び職員手当等の補正であります。

以上、提案理由を申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前9時56分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 竹 下 武 幸

署名議員 田 口 靖